特 別 償 却 不 適 用 理 由 書

年　　月　　日

廿　日　市　市　長　　様

事業主住所
事 業 主 名

固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第12条又は第45条の規定に基づく特別償却の適用については，次のとおり規定には該当していますが，２の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。

１　該当する規定

①　租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第１号
②　租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第２号
③　租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第３号
④　その他（　　）

２　特別償却を行わなかった理由

（　　）

（注）１については，該当する規定の番号を〇印で囲むこと。